## 令和5年度 市民税•都民税

# 特別徴収のしおり

### しおりの内容

- 1. 特別徴収税額の納入について(1~2ページ)
- 2. 特別徴収のあらまし(3ページ)
- 3. 特別徴収の取扱いについて(4~5ページ)
- 4. 指定通知書(6ページ)
- 5. 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書用紙(7ページ~)

給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書 市民税・都民税特別徴収への切替申請書 特別徴収義務者の住所・名称変更届出書 退職所得に係る市民税・都民税納入申告書

- (1)市のホームページからもダウンロード できます。
- (2) e L T A X で電子申告ができます。

### 武蔵村山市役所

〒208-8501 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1 電話(042)565-1111(代表) 内線 123~125 課税課市民税係(税額内容など) 内線 194~196 収 納 課(納付方法など)

### 特別徴収税額の納入について

#### ●令和5年度 特別徴収税額の納期限

徴 収 月	納期限
令和5年 6 月分	令和5年 7月10日(月)
7 月分	8月10日(木)
8 月分	9月11日(月)
9 月分	10月10日(火)
10 月分	11月10日(金)
11 月分	12月11日(月)
12 月分	令和6年 1月10日(水)
令和6年 1 月分	2月12日(月)
2 月分	3月11日(月)
3 月分	4月10日(水)
4 月分	5月10日(金)
5 月分	6月10日(月)

#### ●納入場所について(取扱金融機関)

みずほ銀行 りそな銀行 きらぼし銀行

埼玉りそな銀行 山梨中央銀行 中央労働金庫

飯能信用金庫 西武信用金庫 青梅信用金庫

多摩信用金庫 大東京信用金庫

東京みどり農業協同組合

東京都信用農業協同組合連合会及び東京都内の農業協同組合 ゆうちょ銀行・郵便局(新規の支払いの際、納入書とともにしおりに 綴じ込みの「指定通知書」を提出してください。)

武蔵村山市役所 武蔵村山市役所緑が丘出張所

(※) 三井住友銀行及び三菱UFJ銀行については、窓口で納付書を使用して納入する際、別途手数料がかかるようになりました。 詳しくは各金融機関に御確認ください。

#### ●電子納付について

地方税共通納税システムを利用した電子納付も可能です。 詳細については、共通納税のホームページ (http://www.eltax.lta.go.jp/kyoutsuunouzei/)を御覧ください。

eLTAX 共通納税

検索



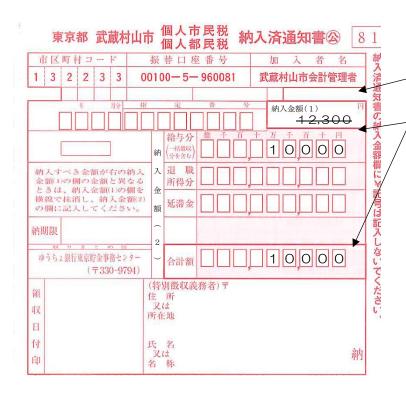
### ●納入書の送付について

年度当初の税額通知書に1年分の納入書をまとめてお送りしています。ただし、納入書不要のお申し出をいただいた事業所及び電子納税をしている事業所にはお送りしておりません。

納入金額に変更が生じた場合でも、変更後の納入書はお送りしておりません。

### ●納入書の送付について

当市では、納入書の光学式文字読取装置(OCR)による収納消込処理を行っておりますので、納入金額に変更が生じた場合は、下記の例のとおり金額を訂正して納入してください。



税額に変更のあった場合の記入方法

- ∠①納入金額(1)の欄に印字されている税額を2本線で抹消
- ②納入金額(2)の欄に変更された税額を記入してください。

(合計額も忘れずに記入をお願いします。)

### 注意事項

- ①用紙を折り曲げたり、汚したりしないでください。
- ②黒のボールペンで記入してください。
- ③納入金額欄に¥マークは記入しないでください。
- ④数字は所定の枠からはみ出さないように記入してください。

### 特別徴収のあらまし

#### 1. 市民税・都民税の特別徴収とは

納税者の便宜を図るため、納税者に給与を支払う際、市から通知のあった市民税・都民税を徴収し、その徴収した税金を市に納めていただくことをいいます。徴収していただく税金の額は、納税者が1年間に納付しなければならない市民税・都民税を6月から翌年5月までの12か月間に分けたもので、特別徴収義務者がこの月割額を徴収・納入することにより、当市へ納付したのと同じ効力が生じますので、納税を容易にできる方法です。

#### 2. 特別徴収義務者とは

地方税法第 41 条及び第 321 条の 4 並びに武蔵村山市税賦課徴収条例第 40 条の規定により指定された者をいいます。

特別徴収義務者は、「市民税・都民税特別徴収税額の決定・変更通知書」 に記載の税額を徴収し、徴収した税額を翌月の10日までに納入する義務 を負います。10日が土曜日、日曜日又は祝日に当たるときは、翌日又は 翌々日になります。

### 3. 特別徴収により市民税 ・都民税を徴収される者とは 次の要件をすべて満たしている者をいいます。

- (1) 令和5年1月1日現在武蔵村山市内に居住していること。
- (2) 令和4年中に給与の支払いを受けていること。
- (3) 令和5年4月1日現在給与の支払いを受けていること。

#### 4. 納税義務のない者とは

令和5年1月1日現在次のいずれかに該当する者をいいます。

- (1) 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者。
- (2) 障害者・未成年者(※)・寡婦又はひとり親で令和4年中の所得が 135万円以下(給与所得のみの場合は支払金額が204万4千円未満)で ある者。
- (3) 均等割のみを課すべき者のうち、令和3年中の所得が武蔵村山市税 賦課徴収条例で定める金額以下である者。
- ※ 民法の改正により、18歳未満の方(平成17年1月3日以降出生者)が未 成年者となります。

#### 5. 納期の特例について

特別徴収義務者のうち給与の支払いを受ける者が常時10人未満の場合 で市長の承認を受けたときは、特別徴収税額を次の2回に分けて納入す ることができます。

- ・6月から11月までの特別徴収税額 12月10日まで
- 12月から5月までの特別徴収税額 6月10日まで

この特例を受けるためには、申請が必要です。詳しくは、市役所課税 課市民税係までお問合せください。

### 特別徴収の取扱いについて

#### 1. 税額通知書について

「市民税・都民税特別徴収税額の決定・変更通知書」は、「特別徴収義務者用」と「納税義務者用」の2種類あります。

「納税義務者用」は、必ず納税義務者にお渡しください。納税義務者が既に 退職・転勤等でお渡しいただけない場合には、「給与所得者異動届出書」とと もに返送してください。

#### 2. 特別徴収税額の変更

特別徴収税額を変更する必要がある場合は、「市民税・都民税特別徴収税額の決定・変更通知書」を送付します。変更月以降の月割額は、その通知書の税額により徴収してください。「納税義務者用」となっている通知書は、納税義務者にお渡しください。

なお、新たな納入書は送付いたしませんので、お手元の納入書の金額を 訂正して納入してください。

#### 3. 所在地・名称等に変更が生じた場合

速やかに「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」に変更事項を記 入し、提出してください。

なお、名称等を変更した納入書は送付いたしませんので、お手元の納入 書をそのまま御利用ください。

#### 4. 納税者が退職・休職・長欠等された場合

速やかに「給与所得者異動届出書」に該当者等必要事項を記入の上、提出してください。

なお、この提出が遅れた場合、退職された方が一度に多額の税金を納めなければならないことがあり、負担が大きくなる可能性があります。また、特別徴収義務者は、税金を滞納しているとみなされ、督促を受けることがあります。

退職等された方に未徴収税額があるときは、

- (1) 退職等の日が令和5年12月31日までのときは、本人の申出により一括徴収することができます。
- (2) 退職等の日が令和6年1月1日から同年4月30日までのときは、 本人の申出がなくとも一括徴収しなければなりません。なお、5月31日 までに支払われる給与若しくは退職金等が未徴収税額より少ない場合は、 普通徴収に切替えることができます。
- (3) 退職後出国される従業員がいる場合は、納付手続等が困難となるため、未徴収税額を一括徴収していただくか、納税管理人の届出をいただくようお願いします。

# 5. 納税者が転勤等し、新たな勤務先で特別徴収を継続する場合

「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」に必要事項を記入のうえ、新しい勤務先を経由して市役所まで送付してください。

納税者の個人番号は新しい勤務先が記入してください。

### 6. 新たに特別徴収を行う場合

普通徴収だった方を特別徴収に切替をする場合、「市民税・都民税特別 徴収への切替申請書」に必要事項を記入の上、二重納付防止のため本人 宛に送付された納付書兼納入済通知書を必ず同封し、送付してください。 ただし、普通徴収の各納期限が過ぎたものは、特別徴収への切替はで きません。

### 7. 退職所得にかかる所得割額の取扱いについて

(1) 徴収

特別徴収義務者は、 退職手当等の支払の際税額を計算し、徴収してください。

#### (2) 納入

徴収した税額は、翌月10日までに、退職した年の1月1日現在の住所 地の市町村へ納入してください。武蔵村山市へ納入する場合は、領収証 書、納入書及び納入済通知書の「退職所得分」欄にその税額を記入し、 「給与分」欄の税額との合計額を「合計額」欄に記入してください。こ の際、「納入済通知書」裏面の「納入申告書」に該当者の氏名や勤続年数 等を記入していただくか、「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」の提出 をお願いします。

なお、納入書が必要な場合は、課税課市民税担当まで御請求ください。

年 月 日

ゆうちょ銀行(支)店長殿郵便局長殿

武蔵村山市長

### 指定通知書

貴局を地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて 武蔵村山市市民税・都民税(特別徴収税額)の取扱店・ 局に指定しましたので通知します。

認可又は承認番号 事業2第1935号
 ロ 座 番 号 00100-5-960081
 加 入 者 の 名 称 東京都武蔵村山市会計管理者
 取 り ま と め 店 東京貯金事務センター

### ゆうちょ銀行・郵便局の指定について

特別徴収税額の納入にゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合は、当市の金融機関として指定しなければなりませんので、左の「指定通知書」に提出日を記載の上、当初に納入される際に提出してください。

なお、前年度の指定郵便局は、本年度も引き続き利用できますので提出の必要はありません。

(★ 切り離してください)

### 給与支払報告 に係る給与所得者異動届出用紙 特別徴収

- 1. この届出書は異動が生じた日の属する月の翌月10日までに提出してください。
- 2. 退職により異動が生じた場合は、未徴収税額をなるべく一括徴収してください。 なお、1月1日から4月30日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合は、一括徴収 することが義務付けられていますので、必ず一括徴収してくださるようお願いいたしま す。(地方税法第321条の5 第2項)
  - ※平成29年1月1日以降に提出する異動届出書から、給与所得者の個人番号、及び特別徴収義務者の法人番号(個人事業主の場合は個人事業主の個人番号)の記載が必要となっております。

様式については、武蔵村山市のホームページにも掲載しております。

# 記載例

太線の中を記入してください。

者

フリガナ

氏 名

生年月日

個人番号

受給者番号

(整理番号)

1月1日

現在の住所

異動後の

住 所

3. 普通徴収の場合

3. 死亡による退職であるため

右から 番号を 記入

3 2 1

給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書 特別徴収

1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため

2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため

(ア)

特別徴収税額

(年税額)

120,000

4

年 度	1.	現年度	2.	新年度	3.	両年度
1	特別	製収義務者				

担連

当絡

者先 電話

退職

3 休職・長欠

6 合併・解散

7 その他

5 支払少額・不定期

2 転勤

4 死亡

(事由・理由

2

氏名

所 在 地 長 殿 武蔵村山市 与支払者 義務者 フリガナ 氏名又は名称 令和 年 日提出 又は法人番号

③給与所得者

載する。

異動対象者の氏名・生年月

日・マイナンバー・住所を記

①特別徴収義務者

(1)

徴収済額

80,000

月から

月まで

特別徴収義務者の所在地・名称・法人番号を記載する。

(ウ)

未徴収税額

5

40,000

動

月 記入

5

5 年

31

宛名番号 所属 ②担当者連絡先

記入

異動届出書を作成した方の連 絡先を**必ず**記載する。

異動後の未徴収

1. 特別徵収継続

(本人納付)

2. 一括徴収

3. 普通徴収

税額の徴収方法

(ウ)未徴収月及び未徴収税額

4) 徴収税額

(ア)特別徴収税額(年税額)

(イ)徴収済月及び徴収済額

何月分から新勤務先での徴収に切替を行うかを記載し、(ア)から(イ)を減じた 金額を記載する。

前勤務先で、異動者の税額を何月分まで特別徴収するか記載し、合計額を記

特別徴収税額通知書に記載のある異動者の年税額を記載する。

特別徴収継続の場合

#### 記載例の場合

(ア)年税額120,000円(月割額10,000円)のうち、(イ)6月から1月までの8カ 月分(80,000円)を特別徴収しているため、(ウ)未徴収月は2月から5月分まで の4カ月分(40,000円)となります。

#### ⑤異動日・異動事由等

#### 異動年月日

転勤日等の異動年月日を記載する。

#### 異動の事由

事由に該当する数字を枠内に記載する。また、「7.その他」を選択する 場合は、必ず事中・理中欄に切替を行う具体的な理由を記載する。 未徴収税額の徴収方法

④徴収税額の(ウ)未徴収税額の徴収方法について該当する番号を記載 する。

#### 記載例の場合

令和5年1月31日付で新勤務先に転属し、未徴収税額の徴収方法を特別徴 収継続として切替を行うため、異動の事由が「2.転勤」、異動後の未徴収 税額の徴収方法が「1.特別徴収継続」となります。

_										
6)	特別徴収継続の場	<b>是</b> 合								
	特別徵収義務者指 定番号	0123456	号 0	0	0 0 0 1 2 3 4 5 6 7 8		へは、月割額 <u>10,000</u> 円を			
新しい特別徴収		〒 0000-0000		所	-h +* + + . 1 . + +	[ ∠ 月分(st	翌月10日納入期限分)から			
	所 在 地	東京都武蔵村山市本町12-234-45	担当	属	武蔵村山市	徴収し、納入するよう連絡済みです。				
、勤務:収義務	フリガナ	ムサシムラヤマシ	先者	氏	武蔵 太郎	受給者				
伤務			連	名		番号				
先者	氏名又は名称	武蔵村山市	絡	電話	042-000-0000 内線 (00000)	納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	2			

2.	一括征	数収の場合					左記の一括徴収した税がは、
理		1. 異動が令和め	年12月31日までで、一括徴収の申出があったた	徴収予定り	目目	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	月分(翌月10日納入間限
由	右から 番号を 記入		年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がな	月	B	円	納入します。

新しい勤務先の所在地・名称・法人番号・担当者連絡先を記載する。 新しい勤務先で、何月分から特別徴収を開始するか記載し、納付書 の要否を記載する。

なお、月割額が不明な場合は、空欄で御提出いただいても問題あり ません。また、事前に月割額の連絡が必要な場合は、その旨を余白 に記載して御提出ください。

#### 記載例の場合

新勤務先【武蔵村山市】で2月から継続して特別徴収を行う記載と

¬れ1 ¬給 いすると、 日もな 間、が に特新 職徵 し収 者継務 に続い 括徴収の 祝額がある場の機能の必要事で特別徴収の機 へは退 徴 収 括 収 義

。は、

後

収

欄

枠

内

# 記載例

給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書

太線の

、してください。	1寸 万川 1以 4以		年 度 1. 現年度 2. 新年度	3. 両年度
武蔵村山市	長 殿	①特別徴収義務者 特別徴収義務者の所在地・名称・法人番号	特別徴収義務者 推定番号 宛名番号 宛名番号 担連 当絡 者先電話	でした方の連 特別徴収税額通知書に記載のある異動者の年税額を記載する。
フリガナ       氏名       生年月日       与個人番号	3給与所得者 (7 特別徵申 (年稅	双税額 微収済額 未微収税額 年月 (ア)	日 英 切 の 税額の行	載する。 (ウ)未徴収月及び未徴収税額 (ウ)未徴収月及び未徴収税額 何月分から一括徴収を行うかを記載し、(ア)から(イ)を減じた金額を記載する 散収方法 記載例の場合 (ア)年税額120,000円(月割額10,000円)のうち、(イ)6月から1月までの8カ៛
(整理番号)	異動対象者の氏名・生年月日・マイナンバー・住所を記載する。	1 月末で 5 月末で	月 を 4 死亡 を 5 支払少額・不定期 を 6 合併・解散 7 その他 3. 章	特別徴収継続 分(80,000円)を特別徴収しているため、(ウ)未徴収月は2月から5月分までの4 カ月分(40,000円)となります。 一括徴収 普通徴収 本人納付)
1. 特別徴収継総 特別徴収義 指定番 新特所在り リンツ フリガナ	務者 号	法人番号 所 担 属 当 氏	新しい勤務先へは、月割額 月分(翌月10日納入期 徴収し、納入するよう連絡済	場合は、必ず事中・理中欄に切替を行う自体的が理中を記載する
到義 務務 先者 氏名又は名	名称	名 連 絡 電 先 話 内線(	受給者番号 納入書の要否 (新規の場合のみ記載) おから ありを 1. 必	記載 <u>例の場合</u> 令和5年1月31日付で退職し、未徴収税額の徴収方法を一括徴収として切替を行うため、異動の事由が「1.退職」、異動後の未徴収税額の徴収方法が「2.一括徴収」となります。
生   2	場合 動が令和 年12月31日までで、一括徴収の 動が令和5年1月1日以降で、特別徴収の	郷徳の申出がねい	(数収予定額 ・記(ウ)と同額) 左記の一括徴収した税 2 月分(翌月10日 40,000 円 納入します。	
理 2.令	動が令和 年12月31日までで、一括徴収の	申出がないため 又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下	※ 市 町 村 記 入 欄	徴収予定額: 一括徴収を行う予定額((ウ)未徴収税額と同額を記載する。納入月: 一括徴収した税額を何月分として納入するか記載する。なお、退職日が1月1日以降の場合、一括徴収が義務付けられてます。記載例の場合 退職日が1月1日以降のため、理由の2に該当します。2月20日に支払われる給与から一括徴収を行い、2月分として納入する際の記載となります。

一括徴収の場合

ロロースリン	給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書 特 別 徴 収 に係る給与所得者異動届出書		
線の中を記入してください	特別 徴収 にはる和子が特有表動用山香	年度 1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度	,
意 3 2 1 武蔵村L では、1 と 給 では、1 と 給 では、1 と に では、1 では、1 では、1 では、1 では、1 では、1 では、1 では、1	市 長 殿 特義 フリガナ 別務 氏名又は名称 氏名又は名称 個人番号 又は法人番号	特別徹以義務者 指生産番号 宛名番号 短名番号 担連 当絡 者先 電話 ②担当者連絡先 異動届出書を作成した方の連絡先を <b>必ず</b> 記載する。	(学して 税 を
V	(ア) (イ) (ウ) 特別徹収税額 微収済額 未徴収税額 年月 (年税額) 6 月から 11 月から 4 アイナンバー・住所を記載する。	年 1 2 転勤 2 転勤 3 休職・長欠 3 1. 特別徴収継続	何月分から普通徴収に切替を行うかを記載し、(ア)から(イ)を減じた金額を記載る。 記載例の場合 (ア)年税額120,000円(月割額10,000円)のうち、(イ)6月から10月までの5カ月分(50,000円)を特別徴収しているため、(ウ)未徴収月は11月から5月分までの7月分(70,000円)となります。
世界 1月11日 (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本	120,000 10 H	# 等を 4 死亡 # 京立	⑤異動日•異動事由等 <sub>異動年月日</sub>
に 与 又は 退職 大から一括 大から一括 大から一括	義務者	新しい勤務先へは、月割額円を 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。 受給者 番号 納入書の要否 (新規の場合のみ配載) #50-5 1. 必要 2. 不要 能入	退職日等の異動年月日を記載する。 異動の事由 事由に該当する数字を枠内に記載する。また、「7.その他」を選択する 場合は、 <u>必す事由・理由欄に切替を行う具体的な理由を記載する。</u> 未徴収税額の徴収方法 ④徴収税額の(ウ)未徴収税額 の徴収方法について該当する番号を記載す る。 記載例の場合 令和4年10月31日付で退職し、未徴収税額の徴収方法を普通徴収(本人納 付)として切替を行うため、異動の事由が「1.退職」、異動後の未徴収税
載して括額中の方から	海血子学月日		簡の徴収方法が「3.普通徴収(本人納付)」となります。
付けられ 理 1 anno 2 fath fath fath fath fath fath fath fath	の場合 異動が令和4年12月31日までで、一括懲収の申出がないため 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未懲収税額(ウ)以下 死亡による退職であるため	※ 市市 町 であるため 記 入 欄	⑥普通徴収の場合  普通徴収の場合う理由に該当する番号を記載する。 理由に該当しない場合、普通徴収切替は行うことができないので必ず記載する。 なお、退職日が1月1日以降の場合、一括徴収が義務付けられているので、5月31日までに支払われる給与等が未徴収税額を下回っている場合を除き、普通徴収に切替をすることはできません。

# 普通徴収切替の場合

#### 4 徴収税額

#### 記載例の場合

#### ⑤異動日・異動事由等

#### 異動年月日

#### 記載例の場合

#### ⑥普通徴収の場合

#### 記載例の場合

退職日が12月31日以前のため、理由の1に該当します。

御 注 意 3 2 1 - が1の給 2 義月枠与 務1内の 一括徴収の場合」欄中の「お務付けられています。1日から4月30日までの間内に「1」と記入するとともの支払を受けなくなった者がの支払を受けなくなった者が 間に退れ、新い 逐職した者に未徴収「1、特別徴収の1利しい勤務先におい 収税額の継続の 額の が場別 場合」 る る場合は、本人から一括徴収」欄に必要事項を記載して、収の継続を希望する場合には 収くは のだ さ 出心 。動 が な

徴

収予定

月

F

には、

括

徴

収の

対象となる給与

文は

退

職

手

当

等

0

支給月

日

を

記載してください。

異

後

0

未

徴

収 税

0 徴

徴

収

方法」

由

番号を

記入

3. 死亡による退職であるため

と

Ŕ

括 額

収 するこ

給 与 支 払 報 告 特 別 徴 収 に係る給与所得者異動届出書

年 度 2. 新年度 1. 現年度 3. 両年度 特別徵収義務者 指定番号 所 在 地 給 宛名番号 武蔵村山市 長 特別徴収 義務者 与支払者 フリガナ 所 属 担連 氏名又は名称 氏 名 日提出 当絡 令和 月 個人番号 者先 個人番号の記載に当たっては、 電話 内線( 左端を空欄とし右詰めで記載 又は法人番号 フリガナ (ア) (1) (ウ) 氏 名 動 異動後の未徴収 異 動 の事由 年月日 税額の徴収方法 特別徴収税額 未徴収税額 生年月日 徴収済額 (年税額) (r) - (1)与 個人番号 1 退職 月から 月から 年 受給者番号 2 転勤 所 (整理番号) 3 休職・長欠 1. 特別徴収継続 右から 右から 得 4 死亡 月まで 月まで 番号を 番号を 1月1日 月 記入 記入 2. 一括徴収 5 支払少額・不定期 現在の住所 6 合併・解散 7 その他 3. 普通徴収 異動後の 事由・理由 日 (本人納付) 住所 特別徴収継続の場合 新しい勤務先へは、月割額 円を 特別徴収義務者 新規) 法人番号 指 定 番 号 月分(翌月10日納入期限分)から 所 担 所 在 地 属 徴収し、納入するよう連絡済みです。 当 収 者 氏 フリガナ 受給者番 務務 連 名 号 先者 絡 電 氏名又は名称 納入書の要否 先 1. 必要 2. 不要 番号を 話 (新規の場合のみ記載) 内線( 記入 2. 一括徴収の場合 左記の一括徴収した税額は、 徴収予定額 徴収予定月日 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため (上記(ウ)と同額) 理 月分(翌月10日納入期限分)で 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないた 右から 月 円 由 納入します。 番号を X 記入 3. 普通徴収の場合 市 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 町 村 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 記 右から 入欄

【提出先】〒208-8501 東京都武蔵村山市本町1丁目1番地1 武蔵村山市役所 市民部 課税課 市民税係

															使用植	欄								
令和	1		_	所在地 (住 所)	Ŧ	_											特別徴収	又義務者					* 13	市町村ごと 異なります
_	年月	目	給与 特別徴	フリガナ													指 定	番号	新規の場合、納入書( 要 ・ 不要 )					)
		提出	4 四	名													係							
(宛:	(宛先) 武蔵村山市長													担当者 連絡先										
			法人番号														電話		_		_			
	フリガナ 旧姓									性				期別	引を○で囲ん	でください	١,							
	氏 名														ⅰ徴収 □期別	ı	[ 1 · 2 · 3 · 4 · ] 期以降を切替希望 ※ 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への							
44	生年月日			—————————————————————————————————————										切替ができません。										
給与所得	1月1日現在			т д н									亅徴 収 予定月		月夕	)(	月		10	日納期分特別徴		台します。		
所得者	の住所										届出	理由	1.	入社 2.					)					
		₹	_		<b>※</b> 1	月1日	現在の	住所と	:違う場合	合に記入	してくだ	どさい。		_	<b>.</b>	1	要な場合のみ	記入して	ください。					
	現在の住所								月 行の 分	割 額 連 絡			F	I	日ま	でに通	知書が	必要						
														※ 通知事が問に合わない場合のみ電話連絡します										

市町村

#### 【添付書類】

1. <u>普通徴収の納付書</u> (二重納付防止のため、残りの納付書(納期未到来分)を添付してください。) ※ すでに納付済みの分や口座振替の場合は不要です。

特別徴収切替届出(依頼)書

#### 【注意事項】

- 1. 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。本人が納めるように必ずお伝えください。
- 2. 65歳以上の方については、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に追加することはできません。
- 3. 用紙が足りない場合には、コピーしてお使いください。

【提出先】〒208-8501 東京都武蔵村山市本町1丁目1番地の1 武蔵村山市役所市民部課税課市民税係

※市記入欄		
□ 先行発送(通知書・納付書	/	)
□ 月割額連絡( /		様)
□ 他市回送( /		宛)
□ 他(		)

特別	刂徴収羕	き務る	きの 別	斤在地	也•彳	吕称	変	更届	出	書		市町	村使月	月欄									
令和			所在地 (住所)	₹	-		>	※ 届出	寺点でσ	)所在地	也•名	称を記入	してくた	ざい。	特別徴収指 定							※市町に異な	 村ごと ります
年	月日 提出	給与支	名 称 (氏名)													係							
	761	人 払 者 彩 者	代表者職氏名												担当者 連絡先								
(宛先)	武蔵村山市長		法人番号													電話			_		_		
	けるため、必ずこ みの変更の場合														変更年	三月日	令和	]	年	<u> </u>	月		日
事 項	Į	変	き 更 前	(旧	)	※ 変	更項目	目のみ記	己入して	こくださ	い。			変	更 後	(新	)	*	• 変更	項目の	み記入り	してくだ	さい。
フリガラ												_											
所 在 地(送 付 先		_										〒	_										
フリガラ	ナ																						
名 移	र्ग																						
電話番号	<u>1.</u> 7	-	-	_			(内約	缐)						-		-	-		(	内線)			
変更理由	1. 事務	所等移!	転 2.	送付先雾	变更	3. 社	土名(名	名称) 変	で更	4. 污	去人	成り	5. 個	人事	業化	6. 給	与事剂	务の紡	合【	下欄を言	己入して	ください	,° ]
(該当番号に〇	7. 合併	による変	で更【下欄	を記入して	てくださ	い。】	8	8. 分害	川による	変更	【下	欄を記入	してく	ださい	·。]	9. そ	の他(					)	
統 1. 指定	番号を新規に				\[ \text{\text{\$\pi}} \\ \text{\$\pi}					統合	所	在地	₸	_	-								
合	※ 別途、給					てくださ	<u>ζ</u> ( ,°			合	フ	リガナ											
併 2. 統合	··合併·分割:									併・	名												
分割	※ 別途、給	子所得? ————————————————————————————————————	首異動届出 —————	書を必す	·提出し	てくださ				分													
割 後	指定番号							※市町 た異なり		割さ	電	話番号			-	-	-		(	内線)			
の 指 3. 旧特 定	別徴収義務	者の指定	定番号を糺	迷続使用 <sup>*</sup>	する。					れる事	法	人番号											
番号	指定番号							※市町村に異なり		業所		川徴収義務者 指定番号			, ,	•				•		で再町村に異なりま	

#### 退職所得に係る市民税・都民税納入申告書

令和

年 月 日 提出

#### 武蔵村山市長 殿

令和 年 月分 (翌月10日納期限) 退職手当支払金額 円 市民税 特別徴収税額 円 都民税 地方税法第50条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。 (特別徴収義務者) 住所又は所在地 氏名又は名称 連絡先 法人番号又は個人番号 お手数ですが、該当者の氏名等内訳をご記入ください。 氏名 氏名 1月1日現在住所 1月1日現在住所 年 勤続年数 年 勤続年数 円 支払金額 円 支払金額 円 円 市民税 市民税 特別徴収税額 特別徴収税額 都民税 円 都民税 円